

社会保険等の事務の簡素化・効率化について

平成15年5月29日
厚生労働省

資料目次

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| I | 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化について | 1 |
| II | 国民年金保険料の収納状況等について | 7 |
| III | 社会保険・労働保険の加入・保険料徴収状況等について | 12 |
| | (社会保険関係) | |
| | (1) 被保険者数・適用事業所数、うち強制加入事業所の占める割合 | 13 |
| | (2) 保険料収納状況 | 13 |
| | (3) 保険料の収納対策 | 14 |
| | (4) 適用の適正化対策 | 16 |
| | (5) 厚生年金保険の適用事業所と雇用保険の適用事業所との比較 | 19 |
| | (6) 事業・事務に係る従事者数 | 20 |
| | (労働保険関係) | |
| | (1) 適用事業数・労働者数 | 21 |
| | (2) 保険料収納状況 | 21 |
| | (3) 未納事業からの保険料の適正な徴収について | 22 |
| | (4) 未手続事業の適用促進について | 22 |
| | (5) 事業・事務に係る従事者数 | 23 |
| | (6) 労働保険事務組合について | 24 |
| IV | 事務等の民間委託について | 26 |
| V | その他事務効率化・簡素化に向けた取組について | 29 |

I 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化について

(質問項目 1. 及び 5. 関係)

社会保険と労働保険の徴収事務一元化について

〔平成14年12月25日〕
厚生労働省

健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）附則第2条第4項第1号の規定に基づき、政府は、おおむね3年を目途に、政府が保険者である社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化（以下「社会保険と労働保険の徴収事務一元化」という。）について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとされているところであるが、社会保険と労働保険の徴収事務一元化については、以下により推進するものとする。

1. 社会保険と労働保険の徴収事務一元化の具体的内容

(1) インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括受付

電子政府化に合わせ、インターネットを利用して、事業主が保険料徴収関係の届出を含め、社会保険と労働保険の各種届出を一括して行うことができるようにする。

(2) 社会保険・労働保険徴収事務センター（仮称）の設置

保険料徴収事務を一元的に処理するため、全国社会保険事務所（312か所）に社会保険・労働保険徴収事務センター（仮称）を設置する。

センターにおいては、以下に掲げる事務を処理するものとする。

① 保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付

社会保険の算定基礎届及び労働保険の保険料申告書等を受け付ける。

② 賃金・保険料額に関する事業所調査の実施

徴収や適用の適正化のための社会保険の調査官総合調査及び労働保険の算定基礎調査を実施する。

③ 滞納整理の実施

保険料の納付督促を実施するとともに、差押えなどの滞納処分を実施する。

④ 事業所説明会の開催

社会保険の算定基礎届説明会及び労働保険の年度更新説明会を開催し、あわせて両保険の適用勧奨、制度改正周知などを実施する。

2. 社会保険と労働保険の徴収事務一元化の実施手順及び年次計画

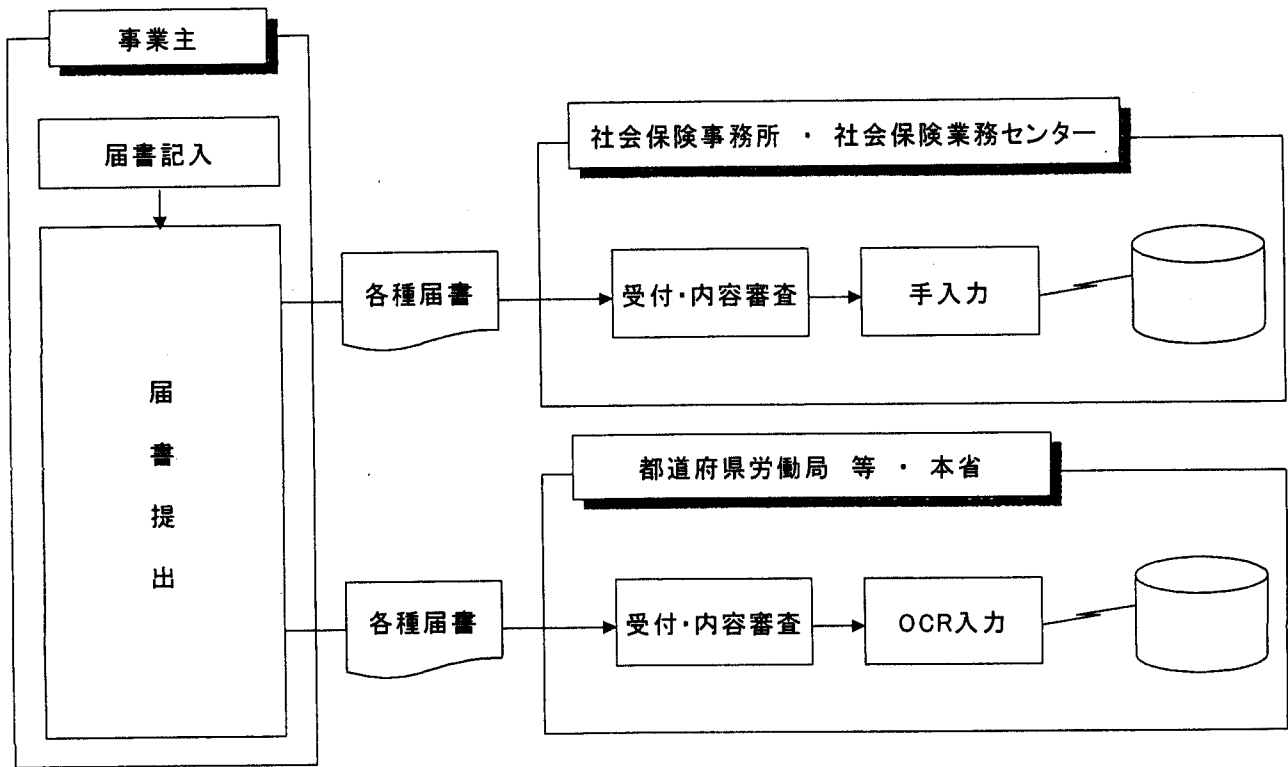
- (1) インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括受付については、電子政府化に合わせ、厚生労働省が開発を行う汎用申請・届出等受付システムを使用して実施するものとする。(平成15年10月実施予定)
- (2) 社会保険・労働保険徴収事務センター(仮称)については、社会保険事務局及び都道府県労働局(労働基準監督署)による連絡協議会において策定する事業実施計画に基づき運営するものとする。(平成15年10月設置予定)

3. 社会保険と労働保険の徴収事務一元化の着実な推進

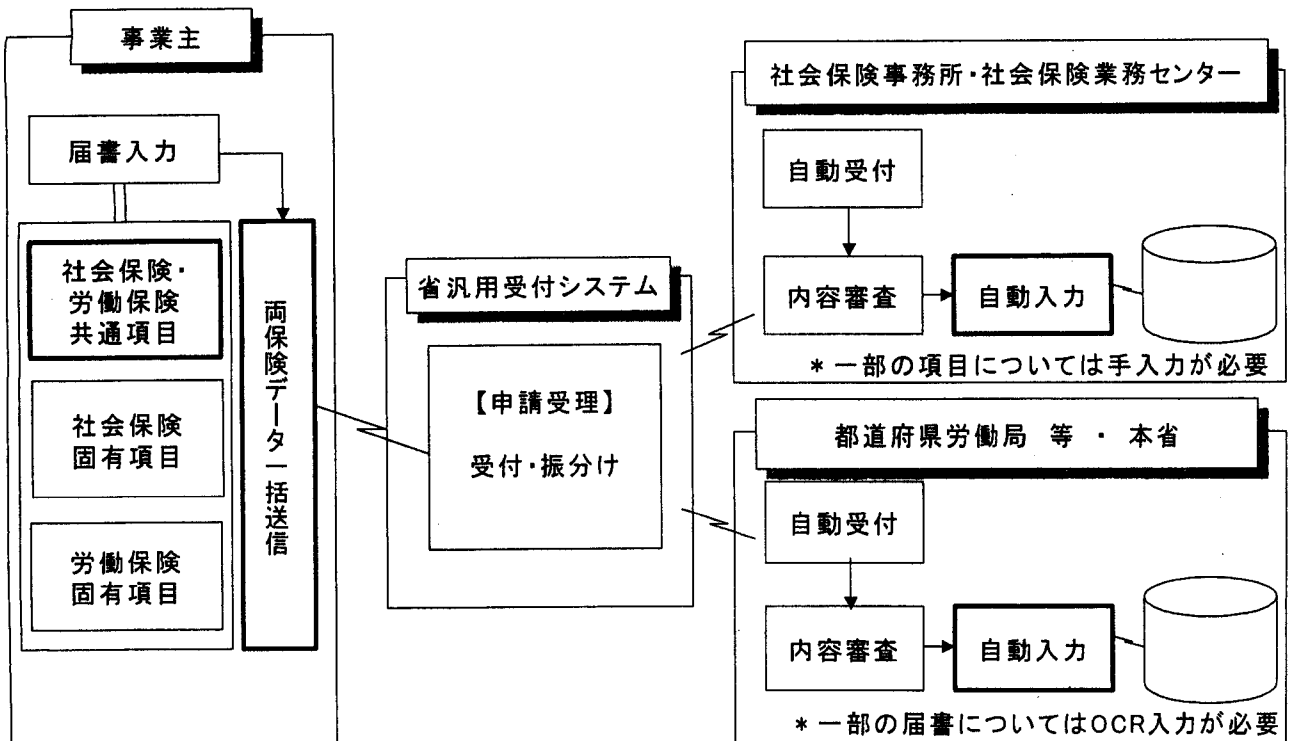
厚生労働省においては、今後の情報通信技術の発展、経済社会情勢の変化及び実施機関における施策の推進状況等を踏まえて、適宜、施策の進め方に関し所要の見直しを行いつつ、事業主の利便性の向上と行政事務の効率化を目的とする社会保険と労働保険の徴収事務一元化が円滑かつ着実にその成果を上げられるよう努めるものとする。

電子政府における徴収事務一元化の概要

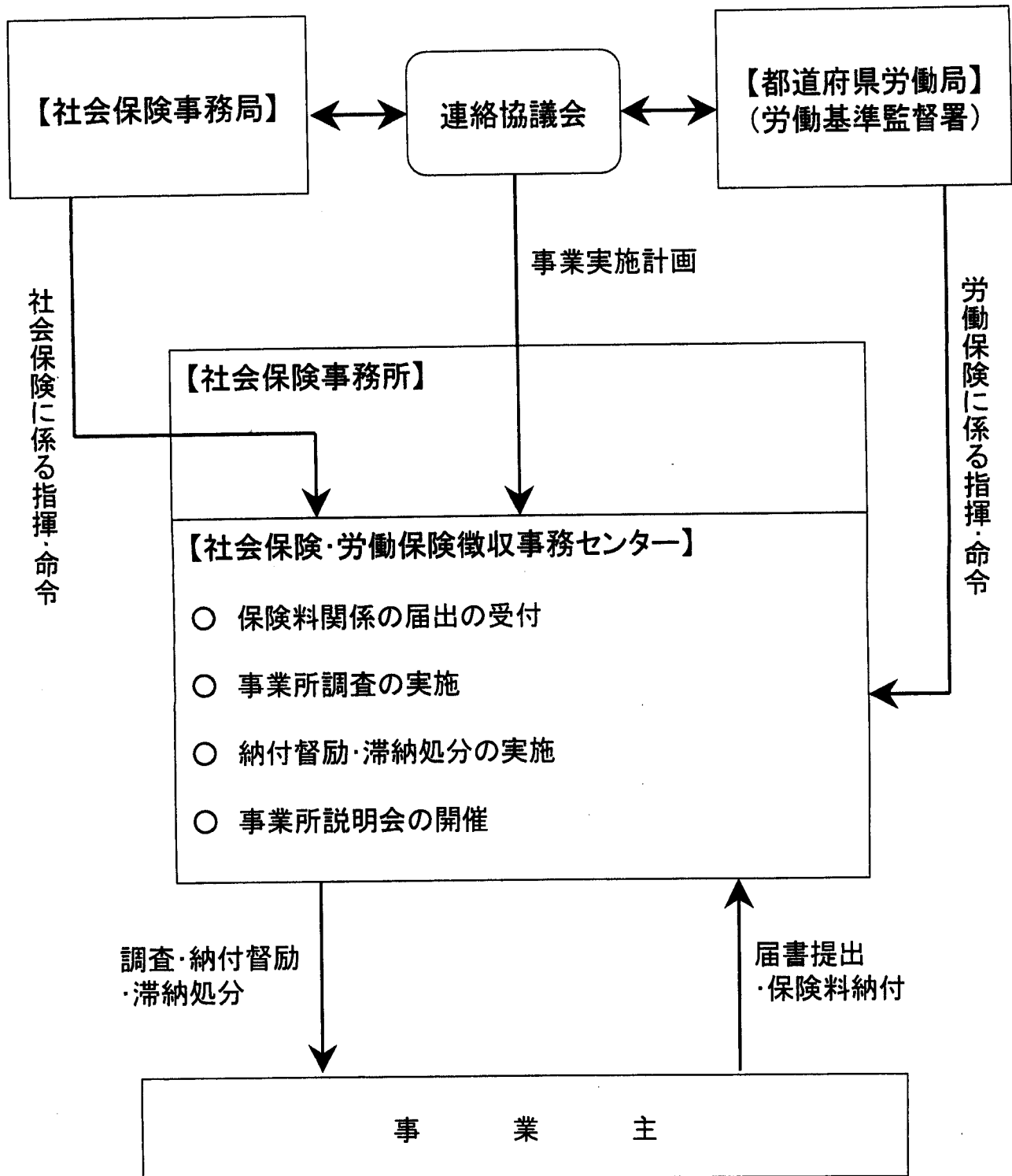
【現行】



【平成15年度電子政府後】



社会保険・労働保険徴収事務センター



社会保険・労働保険制度の比較

| | 政府管掌健康保険 | 厚生年金保険 | 労災保険 | 雇用保険 |
|------|----------------------------------|---|--|--------------------------------------|
| 目的 | 疾病・負傷・死亡・分娩等、業務外の事由による保険事故に対する給付 | 老齢・障害・死亡の保険事故に対する給付 | 負傷・疾病・傷害・死亡等、業務上の事由又は通勤による保険事故に対する給付 | 失業者・雇用継続困難等の労働者への給付及び雇用の安定に関する事業等の実施 |
| 適用事業 | 単位 | 事業所単位 | 事業単位 (注1) | |
| | 範囲 | 法人事業所及び常時5人以上を使用する適用業種の事業所 | 労働者を使用(雇用)する事業(農林水産の事業(5人未満の個人経営)の一部を除く。) | |
| | 対象者 | 適用事業所に使用される者(雇用期間、労働時間等により適用除外となる者がいる。) | 適用事業に雇用される労働者(雇用期間、労働時間等により適用除外となる者がいる。)(注2) | 新規雇用される65歳以上の者は原則不適用 |
| 保険料 | 賦課ベース | 標準報酬月額・標準賞与額(賦課) | 賃金総額(申告) | |
| | 保険料率 | 8.2% | 5%~12.9% ※(平均)約7.4% | 17.5% |
| | 負担割合 | 労使折半 | 全額事業主負担 | 7% : 10.5% (労働者) (使用者) |
| | 納付期限 | 毎月1回 | 年1回(3回まで分納できる) | |
| | 納付先 | 管轄する社会保険事務所 | 管轄する労働局 | |

(注) 1. 社会保険の事業所と一致する場合もあるが、建設現場など特定の事業単位で適用する場合がある。

2. パート、日雇等適用除外の範囲は社会保険と労働保険とで異なる。

Ⅱ 国民年金保険料の収納状況等について

(質問項目 2. 及び 3. 関係)

国民年金の加入状況等

(平成13年度末)

| | 人数 | 割合 (%) |
|---|---------|--------|
| 加入対象者 | 7,116万人 | 100.0% |
| 加入者(注1) | 7,017万人 | |
| うち未納者(注2) | 265万人 | |
| 未加入者(注3) | 99万人 | |
| (再)未納者・未加入者 | 364万人 | 5.1% |
| (再)国民年金第1号被保険者数 (平成13年度末現在で任意加入を含む。) | 2,207万人 | |

注1 平成13年度末現在における国民年金第1号被保険者(任意加入を含む。)、第2号被保険者、第3号被保険者の合計

注2 平成11年3月末現在(平成11年国民年金被保険者実態調査より。未納者とは、調査対象とした第1号被保険者1,652万人のうち過去2年間1月も保険料を納付しなかった者。)

注3 平成10年10月15日現在(平成10年公的年金加入状況等調査より)

(参考)

(平成13年度末)

| | | | |
|----------------------|--|---------------------|-----------------|
| 7,116万人 | | | |
| 公的年金加入者 7,017万人 | | | |
| *1第1号被保険者 2,207万人 | | 第2号被保険者 3,676万人 | |
| *1免除者 376万人 | | *1厚生年金保険 3,158万人 | *1共済組合 518万人 |
| 保険料納付者 | | | |

公的年金加入対象者(7,116万人)に対する割合

- ・第1号未加入者 1.4%
- ・未納者 3.7%
- ・未加入+未納 5.1%
- ・免除者 5.3%
- ・未加入+未納+免除 10.4%

*1:平成14年3月末現在。なお、第1号被保険者には、任意加入被保険者(30万人)を含めて計上しており、免除者は、法定免除者と申請免除者の計である。

*2:平成10年10月15日現在(平成10年公的年金加入状況等調査より)。

*3:平成11年3月末(平成11年国民年金被保険者実態調査より。未納者とは、調査対象とした第1号被保険者1,652万人のうち過去2年間1月も保険料を納付しなかった者。)

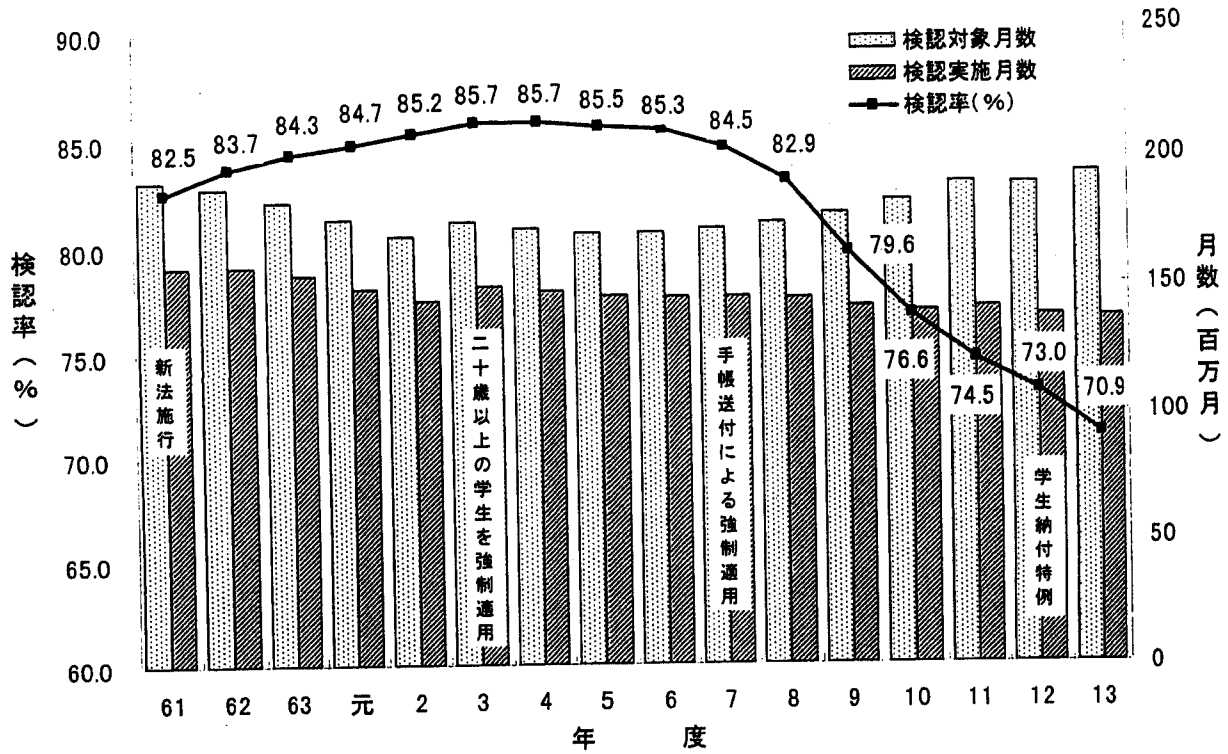
364万人

740万人

*2第1号未加入者*3未納者
99万人 265万人

*1学生納付特例者
148万人

国民年金保険料の検認率、検認対象月数及び検認実施月数の推移



$$\text{検認率 (\%)} = \frac{\text{検認実施月数} + \text{現金前納月数}}{\text{検認対象月数}} \times 100$$

検認率とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（検認対象月数）のうち、翌年度4月末までに実際に納付された月数（検認実施月数＋現金前納月数）の割合である。時効までの2年間に納付された保険料を加味して最終的な納付率を計算すると、検認率より概ね4ポイント程度高くなる。